

沖縄県みらいゆまーる認証実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、沖縄県みらいゆまーる認証要綱（以下「要綱」という。）に基づき、資源管理された水産生物の認証に関する事務に必要な事項を定める。

(出荷の管理)

第2条 資源管理を実施する団体の責任者（以下「責任者」という。）は、認証水産生物の出荷及び販売を行うに当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 適正な表示及び認証マークの使用により、認証水産生物とそれ以外の水産生物とを区分した出荷及び販売を行うこと。
- (2) 出荷記録簿等を作成し、認証水産生物の出荷及び販売を記録すること。
- (3) 認証水産生物の出荷及び販売等に不適切な行為があった場合は、直ちに知事に報告すること。

(認証基準等)

第3条 要綱第5条第1項に規定する認証基準は、別記1「沖縄県みらいゆまーる認証基準（チェックリスト）」のとおりとする。

(委員会の運営)

第4条 要綱第3条第1項に規定する委員会の組織及び運営等に関する事項は、別に定める「沖縄県みらいゆまーる認証審査委員会設置要領」とおりとする。

(認証の手続き)

第5条 要綱第4条に規定する認証申請書は、別記様式第1号、1号の2及び1号の3によるものとし、関係書類を添付して委員会を経由し知事に提出しなければならない。

- 2 前項による申請は、原則として年に1度とし、委員会が定めた期日までに行うものとする。
- 3 委員会は、責任者から申請があった場合、その適否を審査し、知事に報告するものとする。
- 4 要綱第5条第3項に規定する通知は、別記様式第2-1号又は第2-2号によるものとする。

(申請事項の変更手続き)

第6条 要綱第6条に規定する申請事項変更届出は、別記様式第3号によるものとし、関係書類を添付して、委員会を経由し知事に提出しなければならない。

(表示及び認証マークの使用)

第7条 要綱第7条に規定する認証マークの使用要領は、別に定める「沖縄県みらいゆまーる認証表示要領」とおりとする。

(実績の報告)

第8条 要綱第8条に規定する実績報告は、別記様式第4号及び第4号の2によるものとし、関係書類を添付して委員会を経由し知事に提出しなければならない。

- 2 前項による実績報告は年に1度とし、委員会が定めた期日までに行うものとする。

(年次監査)

第9条 委員会は、要綱第8条の規定により責任者から実績報告書等の提出があった場合は、その内容を確認し、知事に報告するものとする。

- 2 要綱第9条第2項に規定する通知は、別記様式第5号によるものとする。

(認証の取消)

第10条 要綱第13条第1項に規定する認証の取消は、別記様式第6号により申請するものとする。

- 2 要綱第14条第1項に規定する認証の取消は、別記様式第7号により通知するものとする。

(現地調査)

第11条 申請時又は申請書類に疑義が発生した場合に、要綱第15条に規定する現地調査を実施し、「認証基準」に適合していることを確認することができる。

- 2 現地調査によって書類不備や誤り等が判明した場合、委員会が責任者に対して指導を行うこととする。
- 3 責任者は、第1項の調査に協力することとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月6日から施行する。